

## 「正当な理由」に該当することが確認できる添付書類について

「正当な理由」に応じて、算定表のほかに下記の書類を添付してください。

指定された書類が添付されていない場合には、正当な理由として認めない場合があります。

提出する書類については必要最小限のものとなっていますが、上記「判断基準」で求められている各要件のうち、今回提出対象外となっている資料についても、後日実地指導・監査等で提示を求める場合があります。

複数の正当理由に該当する場合には、それぞれ理由に応じて書類をご用意いたします。

### 「判断基準」 1

「判断基準」 1 について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 「千葉県介護サービス情報公表システム」等における、サービスごとの事業者一覧を打ち出し印刷したもの。

→これにより、通常の事業実施地域において、5事業所未満であること、又は市川市の区域に1事業所であることをお示してください。

### 「判断基準」 2

「判断基準」 2 について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等の際に提示を求める場合がありますので件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

### 「判断基準」 3

「判断基準」 3 について

特に添付資料はありません。ただし、実地指導等の際に提示を求める場合がありますので件数の根拠等については事業所において整理しておいてください。

### 「判断基準」 4

「判断基準」 4 (1) ① について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 ISO認証を証明する文書の写し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。（登録証に当該サービス事業所が評価の対象となっている旨の記載がなければ、それがわかる書類の写しが必要です。また外国語の場合は翻訳文を添付してください。）

「判断基準」 4 (1) ② について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 福祉サービス第三者評価項目の評価結果部分（有効期限内ものに限る。）の写

し。

※ただし、当該サービス事業所が評価の対象となっていることが必要です。

「判断基準」4(1)③について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 事業所評価加算を算定していることがわかる書類(通知書等)の写し。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業の指定通知書の写し。

「判断基準」4(2)ア①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 通院等乗降介助サービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア②について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 夜間、早朝又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ア③について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を対象とした計画を除いた再計算書(別添2)

※なお、今回の提出は不要ですが、要介護度4以上かつ認知症(日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はM)である者を確認できる資料を、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4(2)イについて(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 時間延長又は休日営業のサービス計画を算定から除外する件数の集計表(別添1-1)
- 2 上記居宅サービス計画を除いた再計算書(別添2)

「判断基準」4(2)ウ①について(算定表の他に、下記の書類を提出してください)

- 1 当該サービス事業所におけるサービスの質が高いことが記載された理由書(別添3)・・・ただし、「利用者の解決すべき課題等」欄及び「当該事業所に期待する効果等」欄については記載不要です。

2 上記理由書を提出した利用者にかかる「地域ケア会議等意見・助言を受けた計画に係る概要書」

3 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添1－2）

4 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

※なお、今回の提出は不要ですが、地域ケア会議等で意見・助言を受けた際の議事録等詳細について、後日個別に求める場合があります。

「判断基準」4（2）ウ②について（算定表の他に、下記の書類を提出してください）

1 支援が困難であるとの理由により、市町村や地域包括支援センターから紹介を受けたことがわかる概要書

ただし、平成12年3月31日以前からの利用者については、上記に換わるのものとして当時のケアプランの写し

2 上記に対応する計画を算定から除外する件数の集計表（別添1－2）

3 上記居宅サービス計画を除いた再計算書（別添2）

※なお、今回の提出は不要ですが、市川市や高齢者サポートセンターから紹介を受けた際の経緯の詳細等を、後日個別に聴取する場合があります。